

○工事請負契約等に係る予算決算及び会計令第85条の基準の取扱いについて

環境会発第111101003号

平成23年11月1日

改正 平成25年5月16日環境会発第1305165号

改正 平成27年10月1日環境会発第1510014号

改正 平成28年5月13日環境会発第1605133号

大臣官房会計課長から環境省内各部局・機関の長あて

予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「令」という。）第85条（令98条において準用する場合を含む。）の基準については、環境省所管会計事務取扱規則（平成19年環境省訓令第4号。以下「会計規則」という。）第14条の4に定め、これに伴う、工事請負契約等（工事並びに測量、建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務をいう。以下同じ。）の基準（低入札価格調査基準）の運用等について、平成23年11月1日付け環境会発第111101003号で「工事請負契約等に係る予算決算及び会計令第85条の基準の取扱いについて」を通知したところであるが、今般、以下のとおり改正したので通知する。

記

1 本基準の運用の基本方針について

- (1) 本基準は、「当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合」の基準を定めたものであり、本基準に該当する場合には、落札の決定を保留し、契約担当官等が令第86条の調査を行うものであること。
- (2) したがって、本基準に該当する場合であっても、令第86条の調査の結果、当該価格によって、当該契約の内容に適合した履行がされると認めた場合には、その者を落札者とするものであること。
- (3) 令第86条の調査は、「相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるかどうか」を具体的に判断するため、次の事項についても行うものとする。

ア 工事の請負契約の場合

- ① 当該工事を行うに当たって当該入札者が予定している労務、資材等の量及びそれらの調査等に関する事項
- ② ①の適否
- ③ 特別な事由により市場価格より低い価格で労務、資材等の調達ができるとの主張がある場合におけるその適否
- ④ 当該入札者の経営状況
- ⑤ その他必要な事項

イ 測量業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務に係る契約の場合

- ① 当該業務を行うに当たって当該入札者が予定している業務従事者、設備、資機材等の見通し及びその確保に関する事項
- ② ①の適否
- ③ 当該入札者の経営状況
- ④ その他必要な事項

2 本基準の運用について

(1) 工事の請負契約の場合

会計規則第14条の4第1号の契約ごとに10分の7から10分の9までの範囲内で契約担当官等の定める割合の算定は、次のとおりとされたい。

ア 予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額に、100分の108を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。ただし、その割合が10分の9を超える場合にあつては10分の9と、10分の7に満たない場合にあつては10分の7とする。

- ① 直接工事費の額に10分の9.5を乗じて得た額
- ② 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- ③ 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- ④ 一般管理費等の額に10分の5.5を乗じて得た額

イ 特別なものについては、アの算定方法にかかわらず10分の7から10分の9までの範囲内で適宜の割合とする。

(2) 測量業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務に係る契約の場合

会計規則第14条の4第2号の契約ごとに10分の6から10分の8まで（地質調査業務にあつては同第3号の契約ごとに3分の2から10分の8.5まで）の範囲内で契約担当官等の定める割合の算定は、次のとおりとされたい。

ア 次の表業種区分の欄に掲げる業種の種類ごとに、予定価格算出の基礎となった同表①から④までに掲げる額の合計額に、100分の108を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。

ただし、地質調査業務以外に係る契約については、その割合が10分の8を超える場合にあつては10分の8と、10分の6に満たない場合にあつては10分の6とするものとし、地質調査業務に係る契約については、その割合が10分の8.5を超える場合にあつては10分の8.5と、3分の2に満たない場合にあつては3分の2とするものである。

業種区分	①	②	③	④
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に10分の4.5を乗じて得た額	—

建築関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額
土木関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の4.5を乗じて得た額
地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額	解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額	諸経費の額に10分の4.5を乗じて得た額
補償関係コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の4.5を乗じて得た額

イ 特別なものについては、アの算定方法にかかわらず10分の6から10分の8まで（地質調査業務にあつては3分の2から10分の8.5まで）の範囲内で適宜の割合とする。

### 3 その他

#### (1) 予定価格調書への調査基準価格の記載

契約担当官等は、事務の適正な執行を確保するため、令第79条の「予定価格を記載した書面」の予定価格が記載された行の下に、本基準に基づく具体的金額を「(調査基準価格〇〇円)」と記載し、さらに、当該調査基準価格に108分の100を乗じて得た額を「(調査基準価格の100/108 〇〇円)」と記載しておくものとする。

#### (2) 競争参加者への周知

本制度の円滑な運用を図るため、契約担当官等は、競争参加者に対し入札説明書等の条文を熟読することを促すとともに、入札説明書等に次のことを記載すること。

ア 令第85条の基準があること

イ 基準価格を下回った入札が行われた場合の入札終了の方法及び結果の通知方法

ウ 基準価格を下回った入札を行った者は、最低価格入札者（会計法（以下「法」という。）第29条の6第2項に規定する契約にあつては、価格及びその他の条件が国にとって最も有利なものをもって申込みをした者をいう。以下同じ。）であっても必ずしも落札者とはならない場合があること

エ 基準価格を下回った入札を行った者は事後の事情聴取に協力すべきこと

#### (3) 入札の執行

入札の結果、基準価格を下回る入札が行われた場合には、入札執行者は、入札者に対して「保留」と宣言し、法第29条の6第1項ただし書きの規定により、落札者は後日決定する旨を告げて、入札を終了する。

#### (4) 調査の実施

契約担当官等は、基準価格を下回る価格で入札を行った者によりその価格によっては契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるか否かについて、次のような内容により入札者からの事情聴取、関係機関への照会等の調査を行うものとする。

##### ア 工事の請負契約の場合

- ① その価格により入札した理由、必要に応じ、入札価格の内訳書を徴する。
- ② 契約対象工事付近における手持工事の状況
- ③ 契約対象工事に関連する手持工事の状況
- ④ 契約対象工事個所と入札者の事業所、倉庫等との関連（地理的条件）
- ⑤ 手持資材の状況
- ⑥ 資材購入先及び購入先と入札者との関係
- ⑦ 手持機械数の状況
- ⑧ 労務者の具体的供給見通し
- ⑨ 過去に施工した公共工事名及び発注者
- ⑩ 経営内容
- ⑪ ①から⑩までの事情聴取した結果についての調査検討
- ⑫ ⑨の公共工事の成績状況
- ⑬ 経営状況 取引金融機関、保証会社等への照会
- ⑭ 信用状況 建設業法違反の有無  
賃金不払の状況  
下請代金の支払遅延状況  
その他
- ⑮ その他必要な事項

##### イ 測量業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務に係る契約の場合

- ① その価格により入札した理由、必要に応じ、入札価格の内訳書を徴する。
- ② 配置予定の技術者その他当該契約の履行体制
- ③ 当該契約期間中における他の契約請負状況
- ④ 手持機械等の状況
- ⑤ 国及び地方公共団体等から過去において受注・履行した契約件名及び発注者
- ⑥ 経営内容
- ⑦ ①から⑥までの事情聴取した結果についての調査検討
- ⑧ ⑤の契約の成績状況
- ⑨ 経営状況
- ⑩ 信用状況
- ⑪ その他必要な事項

(5) 調査の結果契約の内容に適合した履行がされると認められる場合の措置

契約担当官等は、調査の結果、最低価格入札者の入札価格により契約の内容に適合した履行がされると認めるときは、直ちに最低価格入札者に落札した旨を通知するとともに、他の入札者全員に対してその旨を通知するものとする。

(6) 調査の結果契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる場合の措置

契約担当官等は、調査の結果最低価格入札者の入札価格によっては契約内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるときは、調査の結果及び意見を記載した書面を作成し、令第86条第2項の規定に基づき、契約審査委員に提出し、その意見を求めなければならない。

(7) 契約審査委員の審査及び意見の表示

契約審査委員は、契約担当官等から意見を求められたときは、審査を行い、書面によって意見を表示するものとする。この場合の意見は、多数決によるものではなく、個別の意見を表示する。

(8) 契約審査委員の意見に基づく落札者の決定等

ア 契約審査委員の表示した意見のうち、2名以上の意見が契約担当官等の意見（その価格をもっては契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる意見）と同一であった場合は、契約担当官等は最低価格入札者を落札者とはせずに、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者（法第29条の6第2項に規定する契約にあつては、国にとって最も有利なもの次に有利なものをもって申込みをした者。以下「次順位者」という。）を落札者と決定する。なお、次順位者が基準価格を下回る入札者であった場合には、(5)以降と同様の手続による。

イ 契約担当官等は、契約審査委員の表示した意見のうち、2名以上の意見が自己の意見と異なった場合においても、なお、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められたことについての合理的な理由があるときは、次順位者を落札者とすることができるものとする。

ウ 契約担当官等は、

(ア) 次順位者を落札者とした場合は、

- ① 当該落札者には、必要な事項の通知
- ② 最低価格入札者で落札者とならなかった者には、落札者とならなかった理由その他必要な事項の通知
- ③ その他の入札者には、適宜の方法による落札の決定があった旨の通知をするものとし、

(イ) 最低価格入札者を落札者とした場合は、

- ① 当該落札者には、必要な事項の通知
- ② その他の入札者には、適宜の方法による落札の決定があった旨の通知をするものとする。

(9) 財務大臣及び会計検査院への書面の提出

契約担当官等は、次順位者を落札者としたときは、遅滞なく当該競争に関する調書

に調査の結果及び自己の意見を記載した書面並びに契約審査委員の意見を記載した書面の写しを添付し、3部を所属の部局長（会計規則第2条の部局長をいう。）を經由し環境大臣あて提出するものとする。このうち1部は財務大臣あて、1部は会計検査院あてとする。

(10) 閲覧に供する書面への特記

低入札価格調査の対象となった入札については、当該契約に係る入札結果を公表する際に、閲覧に供する書面に「低入札価格調査実施」と記載するものとする。

附 則

本通知は、平成23年11月1日以降に入札公告等を行う環境省所管に係る工事並びに測量業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務についての請負契約（予定価格が1,000万円を超えるものに限る。）の入札から適用する。

附 則

本通知は、平成25年5月16日以降に入札公告等を行う環境省所管に係る工事並びに測量業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務についての請負契約（予定価格が1,000万円を超えるものに限る。）の入札から適用する。

附 則

本通知は、平成27年10月1日以降に入札公告等を行う環境省所管に係る工事並びに測量業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務についての請負契約（予定価格が1,000万円を超えるものに限る。）の入札から適用する。

附 則

本通知は、平成28年6月1日以降に入札公告等を行う環境省所管に係る工事並びに測量業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務についての請負契約（予定価格が1,000万円を超えるものに限る。）の入札から適用する。